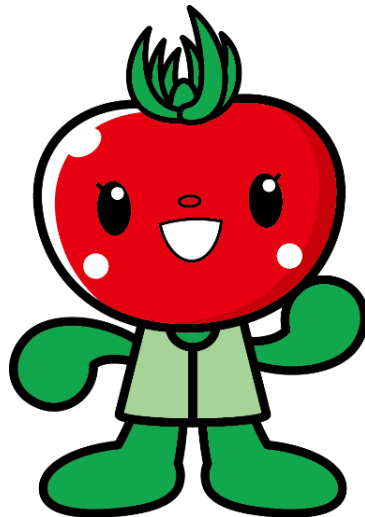


せいかつ ほ ご

生活保護のしおり



この「しおり」は、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、お気軽に共生福祉課にお尋ねください。

きたもとしふくしじむしょ

北本市福祉事務所

(北本市福祉部共生福祉課)

きたもとしほんちょう1ちょうめ111ばんち

北本市本町1丁目111番地

【TEL】048-591-1111 (代表)

(内線 : 2338・2339・2496・2607・2610)

【FAX】048-593-2862

生活保護とは

生活しているうちに病気やケガにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、御自身で生活を支えられるように支援することを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下「法」という。）に基づいて行われます。

〈日本国憲法 第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

〈生活保護法 第1条〉

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。



生活保護申請手続きの流れ

●相談

生活保護の相談については、市役所（共生福祉課）が窓口になります。生活

保護制度の仕組みなどの説明を行います。また電話相談もできます。

※相談受付時間

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、午前8時45分～午後4時30分

●申請

生活保護の申請意思のある方は、申請書ならびに調査にあたって必要な書類

（収入申告書、資産申告書、同意書等）を提出してください。生活保護は

本人、家族またはその他の同居する親族の申請によります。ただし、窮迫した

状況にあるときは、申請がなくとも保護を開始することがあります。

●調査

申請すると、原則1週間以内に調査担当員が家庭訪問を行います。生活

状況や収入・資産状況、その他生活保護を受けるための要件などを調査し

ます。生活保護決定後も、定期的に生活保護を受けるための要件などについての

調査を行います。

●決定

調査に基づき、保護が受けられるかどうか書面でお知らせします

この通知は、申請のあった日から14日以内に行いますが、扶養義務者の資産

及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合に

は、これを30日まで延ばすことがあります。

保護の種類と内容

保護には、次の8種類の扶助（援助）があります。

- 1) 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2) 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 3) 住宅扶助 家賃、地代又は住宅の修理費などの費用です。
- 4) 医療扶助 病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。
- 5) 介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。
- 6) 出産扶助 出産に要する費用です。
- 7) 生業扶助 高等学校等への就学費用や技術を身に付けるための費用、就職準備などの費用です。
- 8) 葬祭扶助 葬儀などに要する費用です。

なお、特別な需要がある方に対応する加算や一時扶助などがあります。

支給には一定の条件があります。詳しくは、福祉事務所にお尋ねください。

■加算の例：障害者加算、児童養育加算、母子加算など

■一時扶助の例：家具什器費、常時失禁のある病気の方のおむつ代、アパート更新料など

■就労自立給付金：安定した職業についてしたことなどにより、生活保護を必要と

しなくなった方に支給できる場合があります。

■進学・就職準備給付金：生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校に進学し

た場合や、就職して保護が廃止になる場合に支給されます。



保護の決め方など

保護は原則として、世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に保護が決定され、その不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

最低生活費

その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを基に国が定めた基準により計算された1か月分の生活費です。なお、月によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

●保護が受けられる場合

（収入が最低生活費に満たない場合）

最低生活費	
収入	保護費

●保護が受けられない場合

（収入が最低生活費を超える場合）

最低生活費	
収入	



生活保護の要件など

■保護の要件 生活保護を受けるには、次のような要件があります。（保護の受給中においても同様です。）活用できるものがあるときは、活用してください。

1. 資産の活用

不動産、預貯金、生命保険、自動車などの活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。

現在お住まいの住宅は、原則保有を認められますが、処分価値が利用価値にくらべて著しく大きいものは、保有が認められません。詳しくは、福祉事務所に確認してください。また、土地やマンションなどの不動産を所有している方は、生活保護の受給に先立って、不動産を担保とした貸付制度の利用を優先していただく場合があります。

2. 能力の活用

年齢や健康上支障なく働ける方は、その能力に応じて働いてください。

3. 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（年金や雇用保険等）で活用できるものは、それを活用していただきます。

■保護に優先して行われるもの

他の法律に定める扶助（児童手当や障害者手当など）が利用できるときや、扶養

義務者（親、子供、兄弟姉妹など）からの援助を受けられるときは、それが優先されます。

■暴力団員について

暴力団員は、生活保護を受給することができません。申請は原則として却下されます。

生活保護を受けている人の権利

生活保護を受けている人には、次の権利があります。

- 1) 正当な理由がないのに、生活保護費を減らされたり、生活保護を止められたりすることはありません。（法第56条）
- 2) 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません。（法第57条）
- 3) 生活保護で受給した現金や品物又はこれらを受ける権利を差し押さえられることはありません。（法第58条）
- 4) 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。（法第59条）

生活保護を受けている人の義務

- 1) 生活上の義務（法第60条）

働ける人は能力に応じて働き、また健康の保持・増進に努め、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

2) 届出の義務（法第61条）

届出を基にして保護の内容を決めます。そのため、次のような場合は、速やかに福祉事務所へ提出してください。



ア 「収入申告書」による届出

世帯の誰かに収入（給与、賞与、年金、保険金、仕送り、その他全ての収入）があったとき。

※高校生のアルバイト収入も届け出てください。就労可能な方は、収入がない場合でも毎月、収入がない旨を届け出てください。就労困難な方は、収入がない場合でも年に1度、収入がない旨を届け出てください。

正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取扱が受けられます。

■就労収入に対する控除

「基礎控除」 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

「20歳未満控除」 20歳未満の世帯員が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます（世帯員が未婚又は子がない場合。）。

「その他必要経費」 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

■高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代など早期自立に充てると認められたものは、収入として認定しない取扱ができます。

その他、自立更生のために必要と認められるものについても、収入として認定しない取扱ができる場合がありますので、収入については必ず相談してください。

イ 「資産申告書」による届出

資産に変化がない場合でも、12か月に1度は申告が必要です。

ウ その他「保護（変更）申請書」による届出

- ・家族の人数が変わる（出産、死亡、転入、転出など）とき。
- ・住所や家賃、地代が変わるとき、契約更新するとき。
- ・働けるようになったり働けなくなったりしたとき、仕事が変わるとき。
- ・入院したとき、退院したとき。
- ・事故（交通事故、仕事上の事故など）にあったとき。
- ・しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき。
- ・その他、生活の状況が変わる（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚など）とき。

3) 指導・指示に従う義務（法第62条）

生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

支給方法

保護費は、毎月決められた日（原則5日）に、指定された口座に振り込まれるか、福祉事務所の窓口で支払われます。

このほか、医療費・介護費は、福祉事務所が病院等に直接支払いをします。

（例外として、収入が多い月には、医療費などの自己負担をしていただく場合があります。）

アパートの契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な生活保護費については、臨時的に支給することもあります。

保護費を返していただく場合

1) 保護費の返還

ア 生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として多くなったときは、その多い分を返していただいたり、次の月以降に支給される予定の保護費を減額したりします。収入額によっては一時的に保護費が支給されなくなる月もあります。

イ 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた保護費の金額の範囲内で返してください。
(法第63条)



2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や収入を偽って申告する、又は意図的に申告しないなど、不正な手段により保護又は就労自立給付金を受けたときは、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合があります。（法第78条）また、法律により罰せられることもあります。（法第85条、刑法第246条）

不服があるときは

申請の却下、保護の変更・停止・廃止の決定について、不服がある場合には、まず
直接福祉事務所に説明を求めてください。

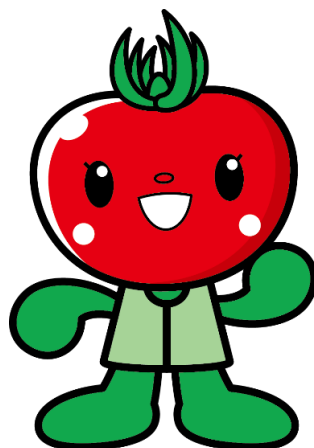
それでも、なお不服がある場合には、決定のあったことを知った日の翌日から3か
月以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。

相談したいときは

あなたの世帯が自分たちで暮らしを
支えていくにはどうすればよいか、
一緒に考え、支援していくのが福祉
事務所の地区担当員（ケースワカ
ー）の仕事です。秘密は守りますので、
困ったことや分からないことなどがあ
る場合は相談してください。

家庭訪問を行います

生活保護が開始になった場合は、
ケースワーカーが定期的に御自宅
を訪問し、相談に応じるとともに、
適正に保護の内容を決定するため、
収入や生活状況などをお聞きし
ます。また、自立した生活を送ることが
できるよう支援します。



病院等を受診する（医者にかかる）ときは

生活保護法による指定を受けた病院・診療所・薬局（「病院等」）以外への受診などはできません。このため、病院等が生活保護法の指定を受けているか、受診などされる前に福祉事務所に確認してください。

医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。

1) 生活保護の申請後、決定までの間に病院等を受診する場合

受診しようと思ったら、事前にその旨を福祉事務所に連絡してください。

また、病院等の窓口で生活保護の申請中である旨を必ず伝えてください。

2) 生活保護の開始後に病院等を受診する場合

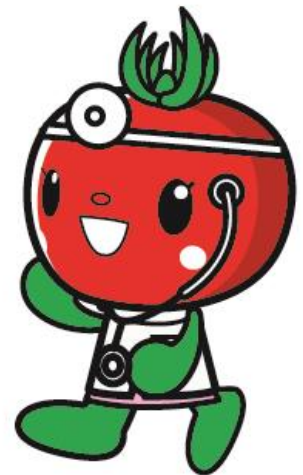
受診前に市役所で「傷病届」に必要事項を記入して提出してください。

提出された「傷病届」に基づいて「医療券」をお渡ししますので、病院等の窓口に提出してください。

※令和6年3月よりお手持ちのマイナンバーカードで、医療券等の資格情報が医療機関窓口で確認できるようになりました。利用にはマイナポータル等で申し込みが必要です。

3) 急病などで市役所へ行けない時は、福祉事務所に事前に電話で相談してください。

また、休日や夜間などで手続きができないときは、生活保護の「受給証」を病院等の窓口で提示してください。その後、できるだけ早く福祉事務所に傷病届を



ていしゅつ
提出してください。

なお、「^{じゅきゅうしょう}受給証」は、^{せいかつ ほ ご}生活保護を^{じゅきゅう}受給していることの^{しょうめいしょ}証明書であって、^ほ保
^{けんしょう}険証ではありません。

4) 同じ^{おな}病院等に^{びょういんとう}受診などする場合でも、^{じゅしん}月ごとに、^{ばあい}医療券が必要です。

5) ^{こくみんけんこうほけんおよ}国民健康保険及び^{こうきこうれいしゃいりょう}後期高齢者医療の^{ほけんしょうなら}保険証並びに^{じゅうどしょうがいしゃいりょう}重度障害者医療、こども

^{いりょう}医療、ひとり^{おやかていりょう}親家庭医療の^{じゅきゅうしゃしょう}受給者証も使えなくなります。保護が決定になったら、
^ほ保険証及び^{けんしょうおよ}受給者証は市役所の^{じゅきゅうしゃしょう}担当課に^{し やくしょ}返却してください。

6) ^{かいしゃ}会社などの^{けんこうほけんしょう}健康保険証は引き続き使用してください。（「^{いりょうけん}医療券」と^{かいしゃ}会社の^{けんこう}健康
^{ほけんしょう}保険証と一緒に^{いっしょ}病院等の^{びょういんとう}窓口で^{まどぐち}提出してください。）

^{ほんにん・かぞく}本人・家族の^{じ こ ふたんぶん}自己負担分を^{ふくしじむしょ}福祉事務所から^{しはら}支払います。

7) ^{しょうがいしゃそうごうしえんほう}障害者総合支援法に基づく「^{しょうがいしゃ}障害者^{じゅきゅうしゃしょう}サービス受給者証」は、引き続き使用し
てください。（自己負担上^{じ こ ふたんじょうげんがく}限額が^{へんこう}変更になる場合があります。）

8) ^{なんびょうほう}難病法に基づく^{もと}指定難病^{しっていなんびょう}医療費^{いりょうひきゅうふ}給付^{せいどど}制度の「^{しっていなんびょういりょうじゅきゅうしゃしょう}指定難病医療受給者証」
は引き続き使用してください。（自己負担上^{じ こ ふたんじょうげんがく}限額が^{へんこう}変更になる場合があります。）

9) 次の^{つぎ}費用は、^{ひょう}生活保護で^{せいかつ ほ ご}給付できる場合がありますので、^{きゅうふ}事前に^{ばあい}福祉事務所に^{じぜん}相談
^{ふくしじむしょ}してください。

ア ^{いそうひ}移送費

^{びょういんとう}病院等への^{つういん}通院・^{にゅういん}入院・^{たいいん}退院・^{てんいん}転院などで^{こうつうひ}交通費がかかるとき。（場合によ
^{い し いけん ひつよう}り、医師の意見が必要です。）

イ ^{ちりょうざいりょうひ}治療材料費

^{めがね}眼鏡や^{ひつよう}コルセットなどを必要とするとき（^{い し いけん ひつよう}医師の意見が必要です。）。

ウ ^{せじゅつ}施術のための^{ひょう}費用

^{じゅうどうせいふく}「柔道整復」「^{いちぶ}あんま・マッサージ」「^{はり・きゅう}はり・きゅう」については、一部の
^{ばあい}場合を除いて^{のぞ}医師の^{いし}同意^{どうい}が必要です。

介護が必要になったときは

介護サービスを受けるには、要介護認定などを受ける必要がありますので、福祉事務所（ケースワーカー）に相談して手続きをしてください。

なお、40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合は、障害福祉サービスの利用を優先していただきます。

減免されます

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。ただし、それぞれ手続きが必要です。（減免は保護決定後の期間が対象となります。）

種類	手続先
住民税	税務課
固定資産税	税務課
国民年金保険料	保険年金課
下水道使用料	下水道課
住民票等の交付手数料	市民課
NHK受信料	営業所又は集金人



ち く たんとういん
地区担当員（ケースワーカー）

ち く たんとういん たんとう
地区担当員（担当ケースワーカー）

ていきてき かていほうもん せたい じょうきょう
が定期的に家庭訪問や世帯の状況

はあく ほ ごけつてい ひつよう ちょうさ
把握、保護決定に必要な調査などを

おこな
行います。

せいかつ い じ こうじょう た せいかつめん
生活の維持・向上、その他生活面

なに こま
で何かお困りのことがあれば、ケース

そうだん き
ワーカーに相談してください。お聞き

ないよう ひみつ まも
した内容などの秘密は守られます。

みんせいいいん
民生委員

みんせいいいん みじか そうだんやく
民生委員は、身近な相談役として

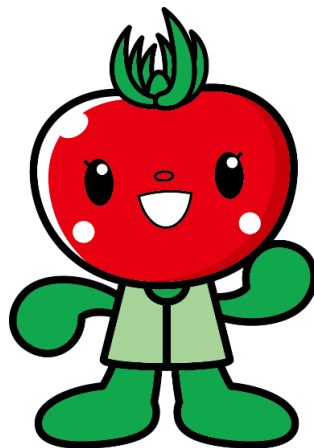
ちいき なか えら たんとうくいき ちいき
地域の中から選ばれ、担当区域で地域

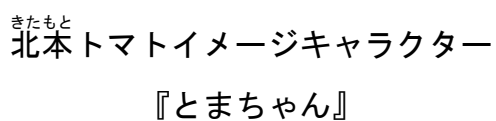
みな あんしん くらせる みまも
の皆さんが安心して暮らせるよう見守

そうだん おこな ふくし
りや相談・支援を行っています。福祉

じむしょ れんけい
事務所との連携もとれていますので、

ちか みんせいいいん そうだん
お近くの民生委員にも相談してください。





16